

**江南市ペットの避難のための
マニュアル**

令和7年3月

目次

はじめに	1
1. ペットの避難について	2
(1) 受け入れできるペットの定義	2
(2) ペットとの避難について	3
(3) 対応可能な避難所	4
(4) ペットの一時飼育スペース	4
2. 飼い主が「平常時」に備えておくこと	6
(1) ペットの所有者の明示	6
(2) ペットの健康管理としつけ	6
(3) 動物用避難用品の確保	7
(4) 同行避難可能な避難所等の情報収集	8
(5) ペットの一時預け先の確保	8
3. 飼い主が「災害時」に必要なこと	9
(1) 飼い主の安全確保・状況確認	9
(2) 避難先・避難方法の判断	9
(3) ペットの一時飼育スペースの設営への協力とペットの管理	10
(4) 飼い主の会	10
4. ペット避難所開設と運営方法	11
(1) 災害時のペットの受け入れ	11
(2) 一時飼育スペースの準備について	12
(3) ペットの「飼い主の会」結成の呼びかけ	13

(4) ペットの支援物資について.....	14
(5) 飼い主が分からないペットについて.....	14
(6) ペットのけが、体調不良について	14
(7) ごみの処理について	15
(8) ペットによるトラブルについて	15
(9) ペット避難所からの退所・閉鎖について	15
5. ペット避難の Q&A	16
6. 資料編.....	20
別紙	21
様式1.....	21
様式2.....	21

はじめに

ペットは家族の一員である意識が一般的になりつつある中、大規模な災害が発生した場合、ペットの避難をどう考えるかは、非常に重要な問題です。

避難所は、様々な事情や価値観を持つ被災者が共同生活を営む場所であり、ペットの受け入れについては、ペット飼育者と非飼育者との間に温度差があります。そのため、災害時にペットを巡るトラブルは少なくありません。

東日本大震災などの大規模災害では、自宅に残され、飼い主とはぐれたペットが放浪状態となった事例、避難所においてペットの受け入れを拒否されたために車上生活を余儀なくされた事例、いったん避難したもののペットのために家に戻って被災した事例などが多く生じました。

ペットとの避難は、動物愛護の観点及び飼い主である被災者の心のケアの観点等からも重要であると考えられています。

一方で、飼い主のマナーの悪さにより、避難所でトラブルが発生したという事例もあり、また、避難所においては動物が苦手な方やアレルギーの方を含む、多くの避難者が共同生活を送るため、ペットの受入れや飼育において、一定の配慮が必要となってきます。


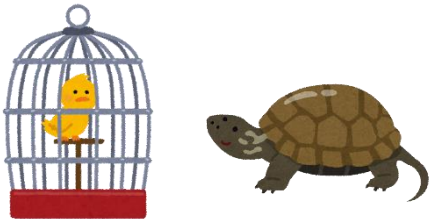

このため、ペットとの避難を適切かつ円滑に行うためには、まず飼い主が日頃からペットのしつけや避難生活に必要な物資の準備を行うことが非常に大切であり、災害時に飼い主とペットの両方を守るためには、飼い主とペットが安心して避難できる環境を整えるとともに、避難所生活における飼い主の責任・義務を明確化しておく必要があります。

1. ペットの避難について

(1) 受け入れできるペットの定義

ペットとは、家庭で飼育している動物のうち、犬や猫などの小型の哺乳類と鳥類及び爬虫類を意味します。ただし、特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は含みません。(環境省ガイドラインに準拠)

また、家畜として飼育されている動物、動物販売業者が販売用として飼育している大型の動物や多数の動物、飼育に電源が必要になるなどその他特別な設備が必要な動物、管理が困難な動物、飼い主が制御できず、鳴き声や人に危害を加えるなど避難所生活を著しく害するおそれのある動物については、原則として避難所での受け入れはできません。仮に非常時に一時的に受け入れる場合でも、危機が去り次第、可能な限り速やかに移動させる必要があります。

○ 受け入れできる:例	✕ 受け入れできない:例
 <p>いぬ ねこ (逃げないよう、リードやケージを使用する)</p>	 <p>家畜 販売用の動物 特定動物 特定外来生物</p>
 <p>鳥類 (逃げないよう 鳥カゴに入れる)</p> <p>爬虫類 (飼育に特別な設備 が必要ないもの・ 逃げないようケージ に入れる)</p>	 <p>飼育に特別な設備 が必要な動物</p> <p>飼い主が制御でき ず、人などに危害 を加える恐れのある 動物</p>

(2) ペットとの避難について

避難所へのペットの避難については、「同行避難」とします。

「同行避難」とは、災害時に飼い主がペットを同行して避難所まで避難することを指し、避難所で飼い主とペットが同じスペースで過ごすことを指すものではありません。



避難所には、動物アレルギーのある人、動物が苦手な人、動物に不用意に手を出す幼い子どもがいることから、江南市の避難所では、原則「同行避難」としております。

◎身体障害者の補助犬である盲導犬、聴導犬、介助犬の取り扱い

盲導犬、聴導犬、介助犬などの補助犬は、「身体障害者補助犬法」により、公共的施設での同伴を認められています。

避難所でも補助犬は、ペットとして扱わず、補助している身体障害者と同じ居住スペースで生活することが原則です。

なお、居住スペース内に同伴することにより、他の避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合は、症状が出ないように、スペースを区切るなどの別途配慮が必要となります。



(3) 対応可能な避難所

ペットの同行避難をすることができるのは、市の指定避難所のうち小中学校と江南市スポーツセンター（KTX アリーナ）、江南市武道館のみとします。

ただし、洪水からの避難のように同行避難が可能な避難所まで逃げていては避難が間に合わない場合など、緊急を要する場合はこの限りではありません。

(4) ペットの一時飼育スペース

避難所ごとに、ペットの飼育場所を選定しています。

選定にあたり、下記の内容を参考に選定していますが、避難所によっては、すべての条件が整っているわけではありません。

また、場所によっては、ビニールシートなどを活用し、ペットの避難スペースを準備する必要があります。

避難してきた方で協力して、準備してください。

ペットの一時飼育スペースの選定ポイント

- ・避難所活動の妨げとならない
- ・屋外の場合、雨や直射日光を防げること
- ・鳴き声、臭い等の影響ができる限り少ない
- ・避難者等との動線と交わらず、特にアレルギーを持っている方などが近くを通らなくていい動線を確保できる
- ・屋外の場合、犬を係留できるフェンス、柱があること
- ・水道に近いなど清掃しやすく、原状復帰しやすいこと
- ・万一、ケージなどから飛び出しても逃げ出さないような対策ができること
- ・動物ごとにパーテーションなどで区画できること
- ・鉄道や幹線道路にできるだけ面しておらず、刺激が少ない場所であること

○各避難所で選定したペット避難スペース

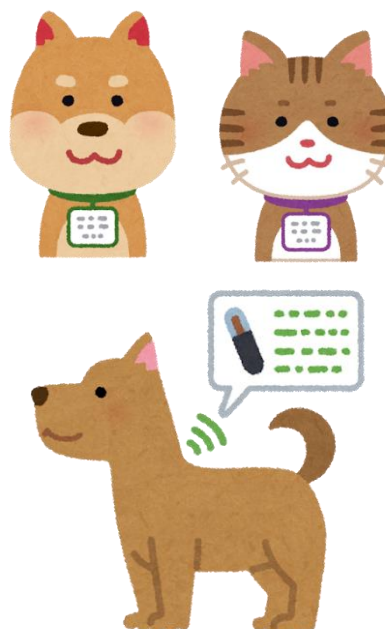
避難所	ペット避難スペース
古知野東小学校	校庭バックネット付近 (サッカーゴールとブルーシートを使用する)
古知野西小学校	校庭東側 (校庭フェンスとブルーシートを使用する)
古知野南小学校	体育館外東側スペース (フェンスと体育館の間にブルーシートを使用する)
古知野北小学校	校庭バックネット付近 (バックネットとブルーシートを使用する)
布袋小学校	プール管理棟・更衣室・ほてサポハウス 中庭(テントを持っている人)
布袋北小学校	体育館外南側スペース (フェンスとブルーシートを使用する)
宮田小学校	西側渡り廊下(1F)
草井小学校	西側渡り廊下(1F)
藤里小学校	地下道
門弟山小学校	校庭バックネット付近 (バックネットとブルーシートを使用する)
古知野中学校	校庭西側プール付近 (サッカーゴールとブルーシートを使用する)
布袋中学校	校庭ソフトボール用バックネット付近 (バックネットとブルーシートを使用する)
宮田中学校	校庭北側 (サッカーゴールとブルーシートを使用する)
北部中学校	校庭東側 (校庭フェンスとブルーシートを使用する)
西部中学校	テニスコートフェンス添い (校庭フェンスとブルーシートを使用する)
江南市スポーツセンター 江南市武道館	メインアリーナ南側廊下

2. 飼い主が「平常時」に備えておくこと

(1) ペットの所有者の明示

災害時にペットと離ればなれになってしまったときのために、名札、迷子札などで身元表示をするとともに、半永久的に識別可能で確実な身元証明としてマイクロチップを入れておくといでしょう。

また、スマートフォンにペットの写真を入れておくことで、保護された動物が自分のペットかどうか見分ける助けになることがあります。



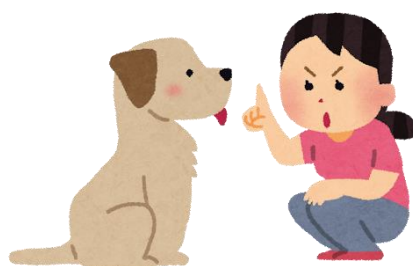
(2) ペットの健康管理としつけ

避難所には多くの人やペットが集まるため、人間や他の動物に慣れていないペットにはストレスとなることがあります。

避難所での生活によるペットのストレスを軽減するため、普段から積極的に人と触れ合わせ、様々な音や物に慣らしておくことが望ましいです。



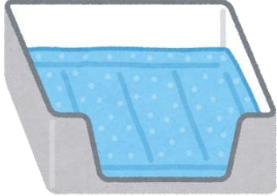



また、おやみに吠えたり、人に危害を加えたりしないように日頃からしつけをしておくことや、いざというときに大人しくケージに入れるように、日頃からケージやリード・ハーネスに慣らしておくことも大切です。

加えて、動物由来感染症が避難者や他のペットに感染しないよう、各種ワクチンの接種や寄生虫の駆除などを普段からしておきましょう。繁殖・発情を防止するため、不妊・去勢の処置を済ませておくことも重要です。



(3) 動物用避難用品の確保

避難所等にはペットの飼育に必要な物品は備蓄されておらず、飼い主が普段から準備しておく必要があります。また、避難所等に支援物資が到着するには相当の日数を要することから、リードやキャリーバッグなどの安全に避難するための物品のほか、少なくとも5日分以上(できれば7日分以上)の食料や物資を入れた「ペット用非常持出袋」を準備しておきましょう。

同行避難時に必要な資材(車などに載せておくと望ましい)	
・ペットフード、飲料水・医薬品、療法食・ 普段使っている食器	
・ペットシーツや猫砂などのトイレ用品、糞 尿や毛を処理するためのビニール袋	
・ブラシやおもちゃなど普段使っている道 具・飼い主とペットの写真	
・首輪、飼育ケージ、キャリーバッグ、リ ード・ハーネス	
・(犬の場合)愛犬手帳、狂犬病予防注射 済票	
	

(4) 同行避難可能な避難所等の情報収集

災害時に備え、あらかじめ市の防災ハンドブックで、住んでいる地域の被害想定を把握しておきましょう。

小中学校と江南市スポーツセンター（KTXアリーナ）、江南市武道館のようなペット同行避難が可能な避難所の場所を確認し、その避難所にペットを連れて行くための所要時間やルート上の危険な場所、想定していたルートが通れなくなっている場合に備え、複数のルートを確認しておきましょう。



(5) ペットの一時預け先の確保



避難所等での飼育以外にも、親戚や友人、動物病院、ペットホテルなど、複数の一時預け先を確保しましょう。

特に大型の動物や危険な動物など、専用の飼育施設が必要な動物については、避難所等での受け入れが困難であるため、そのようなペットを飼っている飼い主は特に準備が必要です。

3. 飼い主が「災害時」に必要なこと

(1) 飼い主の安全確保・状況確認

飼い主は、まずは自らの安全の確保を最優先とし、ペットの安全を確保してください。

突然の災害でペットもパニックになり、いつもと違う行動を起こすことがあります。ペットを落ち着かせるとともに、逃走やケガなどに注意してください。

リードを付ける、ケージに入れるなどして、ペットの安全に配慮してください。災害の状況については、ラジオやテレビ、行政のホームページなどから正確な情報を積極的に取得してください。

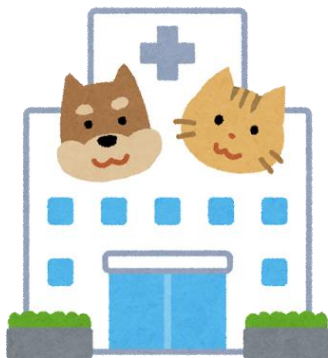


(2) 避難先・避難方法の判断

飼い主は、得られた情報をもとに、自宅や地域の状況を確認し、避難するか自宅に留まるかを判断します。

自宅が危険な場合や避難指示が出ている場合には、飼い主の安全が確保できる範囲において、ペットを連れて避難所等の安全な場所へ避難してください。

避難所等のほか、車中での飼育、動物病院やペットホテルなどの一時預け先へ避難する選択肢もあります。



(3) ペットの一時飼育スペースの設営への協力とペットの管理

必要なケージや当面のペットフードは、原則、飼い主が用意してください。

ペットの飼い主は、避難所運営委員[※]と協力して、避難所にある物品(カラーコーンやテント、ブルーシートなど)を用いて、ペットの一時飼育スペースを設営します。

また、設置された一時飼育スペースの管理・清掃については、飼い主が責任をもって行ってください。散歩の際は人の生活範囲には入らず、散歩中の排泄物などは適切に処理し、鳴き声などのトラブル防止のため、ペットフードやりは明るい時間に行いましょう。

退所する際は、一時飼育スペースとその周辺の清掃を行ってください。



※避難所運営委員とは、避難所で発足する避難所利用者で編成したグループの代表者、地域(町内会、自治会、自主防災会など)の役員、その他の避難所利用者の代表、市職員、施設管理者が集まり組織する避難所運営委員会の委員です。

(4) 飼い主の会

避難生活が長期化する場合、避難所の飼い主で「飼い主の会」を発足させます。

一時飼育スペースのペットの飼育や衛生管理などは、飼い主一人ひとりが責任を持って行ってください。



飼い主の会は、避難所運営委員との連絡・調整、避難所内のトラブルの解決、飼育ルールについての確認や周知、当番制でのペット一時飼育スペース全体及びその周辺の清掃などの維持管理、ペット救援物資の搬入や仕分けなどを行います。

また、ペットの飼育場所だけでなく、避難所等全体の運営にも協力してください。

4. ペット避難所開設と運営方法

(1) 災害時のペットの受け入れ

避難所運営委員は、下記の手順で同行避難者を避難所に受け入れます。

☆ペット同行避難者受け入れ手順☆

- ① 避難所を開設します。
- ② ペット同行避難者のためのペット一時飼育スペースを用意します。
※ブルーシート等が必要となる場合、防災倉庫から取り出し、準備してください。
※スペース設置前にペット同行避難者が来所した場合、ペット同行避難者の方に積極的に協力を依頼してください。
- ③ ペット同行避難者用の受付を準備します。
※可能であれば、一般の避難者と別の受付を設けて動線を分けることが望ましい。
- ④ ペット同行避難者が避難してきた際には、受付を行い、避難所ペット登録台帳（様式1）、個体識別表（様式2）を配付し、記入してもらいます。
※可能であれば、一般の避難者と別の受付を設けて動線を分けることが望ましい。
※車中やテントで飼育する場合も記入してください。
- ⑤ 避難所におけるペット飼育のルール（別紙）を配付し、読んでいただきます。
- ⑥ 飼い主と同行避難してきたペットを一時飼育スペースに誘導する。
※災害直後で誘導の人手がない場合、他の避難者と離れた場所に待機してもらいます。
- ⑦ 一時飼育スペースにおいてケージ等を設置し、ペットを入れてもらう。
- ⑧ 飼育ケージに記入した個体識別表（様式2）を貼ってもらう。



(2) 一時飼育スペースの準備について

一時飼育スペースの準備は、ペット同行避難者の方が積極的に協力し行ってください。

p5の「各避難所で選定したペット避難スペース」、また「江南市避難所運営マニュアル」を参考に準備してください。

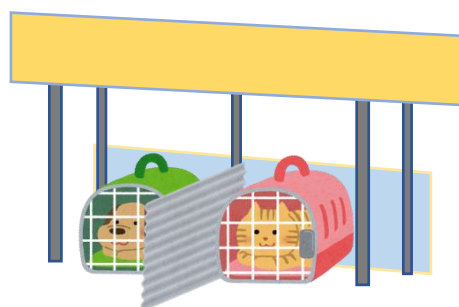
カギが必要となる場所は、各避難所に派遣される市の職員が開錠します。

屋外に設置するスペースのうち場所によっては、備蓄されているブルーシートなどを活用して、準備していただく必要があります。

また、夏であれば、日陰を作るため、ブルーシートなどで日よけを作ったり、冬であれば、段ボールや備蓄用の毛布を使用して暖かくできよう避難所にあるものを使用し、工夫しましょう。

なお、避難するペットが多く、選定しているペットの一時飼育スペースでは、スペースが足りなくなった場合、避難所運営委員と相談し、追加の場所を検討します。

設置例



渡り廊下にスペースをつくる
可能であれば、スペースを区切
れるとよい



サッカーゴールにブルーシート
を掛け屋根をつくる

(3) ペットの「飼い主の会」結成の呼びかけ

一時飼育スペースのペットの飼育や衛生管理などは、飼い主一人ひとりが責任を持って行います。

各避難所等において、飼い主同士の協力体制を築くため、ペットの飼い主の会を結成してもらうことが望ましいです。

ペットの飼い主の会の中から、避難所運営委員との連絡窓口となる代表者を決めてもらい、ペット同行避難者に指示するべき事などが発生したときは、代表者を通じて指示を伝えます。

清掃などの当番を決めるときには、特定の飼い主に負担が偏らないよう注意してください。

また、飼い主の会に所属しているとしても、ペットに関すること以外の避難所の運営にも参加していただきます。

飼い主の会で行うこと

- ・ペット同行避難者の受付
- ・ペット一時飼育スペース全体及びその周辺の清掃などの維持管理
- ・ペット救援物資の搬入や仕分け
- ・避難所運営委員との調整
- ・ペットの飼育ルールの周知・徹底



(4) ペットの支援物資について

避難生活が長期化すると、飼い主が準備した物資だけでは、不足する場合があります。

ペット支援物資（ペットフード、ペットシート、ケージ等）の要請が必要となるため、避難所運営委員は、ペット同行避難者を受け入れた場合は市災害対策本部に連絡をします。

その後、市災害対策本部から、協定等に基づき支援物資を要請※します。

要請に基づき支援物資が届いた場合は、飼い主の会を中心に支援物資の搬入及び仕分けを行います。

※要請後、すぐに支援物資が来るわけではありません。多めの備蓄を心がけましょう。

(5) 飼い主が分からないペットについて

避難所運営委員は、飼い主が分からないペット※が避難所に持ち込まれた場合、そのペットを一時的に飼育スペースに避難させ、市災害対策本部に連絡してください。

避難している飼い主の分からないペットの世話は、他のペット同行避難者か、飼い主の会が発足していれば、飼い主の会が中心となり世話をしてください。

避難所に飼い主が現れない場合やそのまま飼い主が分からない場合、市災害対策本部は県に県の協定等に基づき飼い主が分からないペットの収容を要請します。

※日頃から、飼い主の連絡先の入った首輪をさせるなど、ペットとはぐれた場合に備えましょう。

(6) ペットのけが、体調不良について

ペットのけが、体調不良の治療については、ペットの飼い主がかかりつけの動物病院にご相談ください。

かかりつけの動物病院が被災し、他の動物病院でも治療などが困難な場合は、避難所運営委員を通じて市災害対策本部に連絡してください。

市災害対策本部は県に県の協定等に基づきペットの救護を要請※します。

※要請後、すぐに支援が来るわけではありません。健康管理には注意しましょう。



(7) ごみの処理について

ペットの一時飼育スペースから出たごみは、避難所で指定されているごみ置き場に出してください。

回収したペットの抜け毛などを捨てる場合は、飛散しないよう袋に入れて出してください。

各避難所のごみ置き場については、江南市避難所運営マニュアルを確認ください。



(8) ペットによるトラブルについて

ペットによるトラブルについて、市は個々の案件について仲介等の介入はしません。

トラブルは、飼い主が責任をもって対応してください。

ひとりでの解決が難しい場合は、飼い主の会に相談し解決を図りましょう。

(9) ペット避難所からの退所・閉鎖について

ペット避難所から退所するときは、利用したスペースとその周辺を清掃して、ごみや糞など残さず、退所してください。退所する場合は、避難所運営委員にその旨を報告してください。

報告を受けた避難所運営委員は、清掃されているか確認し、避難所ペット登録台帳(様式1)の退所日欄を記入し、个体識別表(様式2)を破棄してください。

ペット避難所を利用するペットがいなくなった場合、避難所運営委員は、災害対策本部にその旨を報告してください。

また、避難所運営委員と最後まで利用していた飼い主で、飼育スペースの清掃と消毒を実施してください。



5. ペット避難の Q&A

Q1	大型犬を飼っています。避難所での受け入れはできますか。
A1	飼い主の制御ができるようしつけがされていれば、受け入れできます。

Q2	普段は制御できる大人しい犬ですが、発災により混乱し、制御できません。避難所での受け入れはできますか。
A2	飼い主の制御ができなければ、避難所では受け入れできません。 危険が去った段階で制御できるようになっていなければ、車中での飼育や、動物病院やペットホテルなど一時預け先への避難などを避難所以外の避難先に移動してください。

Q3	避難所に避難しました。ペットの爬虫類をケージに入れて飼育していますが、温度管理が必要です。幸い、避難所は停電していないので、避難所の電源を利用し、飼育をしたいのですが可能ですか。
A3	飼育に特別な設備が必要となるペットの受け入れはできません。 日頃より、避難所で受け入れできないペットの飼い主は、親戚や友人、動物病院、ペットホテルなど、複数の一時預け先を確保しましょう。

Q4	特定動物や特定外来生物とは何ですか。
A4	特定動物とは、人に危害を加えるおそれのある危険な動物とその交雑種であり、特定外来生物とは、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又はおそれのあるものです。それぞれ法律により飼養等が禁止され、違反した場合は罰則もあります。 指定を受けている生物は環境省のホームページから確認できます。 ○特定動物リスト https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/sp-list.html ○特定外来生物リスト https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html

Q5	犬と避難しています。犬を避難所内で散歩させてもよいですか。
A5	避難所内（学校の敷地内）には、犬が苦手な避難者もいます。 散歩は、避難所内の他の避難者と交わりづらいルートを通り、避難所の敷地外を散歩しましょう。

Q6	小学校の体育館に避難していますが、ペットを体育館の中に連れてきている人がいます。どうしたらよいのでしょうか。
A6	避難所運営委員に申し出てください。申し出を受けた運営委員は、ペットを一時避難スペースに移動するよう促してください。 盲導犬などの身体障害者補助犬の場合は、避難者と同じスペースで生活することが認められているので、引き続き体育館の中で生活することができます。

Q7	ペットの同行避難をすることができるのは、市の指定避難所のうち小中学校と江南市スポーツセンター（KTX アリーナ）、江南市武道館のみとのことですが、なぜ他の避難所は同行避難できないのでしょうか。
A7	避難所には、動物アレルギーのある人、動物が苦手な人、動物に不用意に手を出す幼い子どもがいることから、十分なスペースを確保できない避難所では、受け入れできません。 しかし、洪水などから命を守るときのように、同行避難が可能な避難所まで逃げている避難者が間に合わない場合など、緊急を要する場合はこの限りではありません。

Q8	ペットの一時飼育スペースを確認しましたが、避難所内でもっといい場所がありました。選定されているスペース以外で飼育しても良いのでしょうか。
A8	避難所の一時飼育スペースは、各施設と調整のうえ選定しております。 そのため、選定しているスペースを変更する時は、避難所運営委員、施設管理者を含めて協議し、変更してください。

Q9	ペットにマイクロチップを入れていませんが、避難所で受け入れはできますか。
A9	可能ですが、ペットとはぐれた場合に備え、マイクロチップを入れておくことをおすすめします。

Q10	避妊・去勢手術をしていませんが、避難所で受け入れはできますか。
A10	可能ですが、一時飼育スペースでは、他のペットとの配置やスペースを区切るなど工夫して、飼育してください。

Q11	飼育ケージがありません。個体識別表はどこに張ればよいのでしょうか。
A11	飼育ケージを使用せず、リードなどでペットをつないでおく場合は、近くの壁面などに貼ってください。

Q12	ペットに狂犬病予防注射を打っていませんが、避難所で受け入れはできますか。
A12	可能ですが、一時飼育スペースでは、他のペットと区切って飼育してください。 ただし、狂犬病予防法により、91日齢以上の犬の所有者は、予防注射を受けさせることが義務付けられています。違反した場合、罰則もありますので、避難する、しないに関わらず、予防注射を受けさせてください。

Q13	ペットの飼育に必要な物品はどのくらい備蓄したほうがよいのでしょうか。
A13	支援物資は、物品にもよりますが、届くまで1週間程度の時間を要します。それまでは、普段備蓄しているものを使用する必要がありますので、7日以上あることが望ましいです。

Q14	ペットと避難しています。飼い主の会には、必ず入会しないとイケないのでしょうか。
A14	飼い主の会が立ち上げられているのであれば、入会してください。 避難所運営は、避難してきた方、全員が協力して実施していただきます。 飼い主の会も円滑な避難所運営に必要となりますので、ご協力ください。

Q15	在宅避難でペットと避難しています。支援物資を受け取ることはできますか。
A15	可能ですが、在宅避難は、市で避難者の把握ができないため、一度避難所に来所していただき、受付で在宅避難をしている旨を申し出てください。 また、支援物資は配送できないため、避難所に取りに来ていただく必要があります。

Q16	避難所内で、ペットが他の避難者にけがをさせてしまいました。どうしたらよいのでしょうか。
A16	けがをした方の応急手当をしてください。また、避難所内の救護室や病院に行き、処置してください。緊急を要する場合は、救急に通報してください。 ペットが原因のけがは、飼い主の責任となります。 今後の予防策などを飼い主の会で相談し、実施しましょう。 市から治療費の支給はありません。

Q17	江南市以外の市で被災した場合も、このマニュアルは使用できますか。
A17	できません。このマニュアルは江南市のマニュアルですので、他市町村で被災した場合は、当該市町村のルールに基づいて避難してください。

Q18	子どもと避難しています。子どもが避難しているペットに近づいていき、けがをさせられました。市が治療費などを支払ってくれるのでしょうか。
A18	市から治療費の支給はありません。避難しているペットも、災害時の慣れない環境で気が立っています。飼い主以外は、不用意にペットの一時飼育スペースに近づかないようにしてください。 ペットの管理責任は飼い主にあります。けが等のトラブルがあった場合は、双方で話し合うなど解決を図ってください。

Q19	ペットの体調が悪いため、動物病院を探しましたが、近隣の動物病院が被災により営業しておらず、受診できません。どうしたらよいのでしょうか。
A19	避難所の運営委員を通じて災害対策本部に連絡をください。 県の協定に基づき被災動物の救護を依頼します。 この依頼による費用は、飼い主の負担となりますのでご注意ください。 また、下記 URL で、災害時診察可能な動物病院が検索できます。 URL http://aichi-vet.or.jp (公益社団法人愛知県獣医師会HP)



Q20	ペットと避難していますが、友人の家に預けられることとなり、ペットのみ避難所を退所することとなりました。退所の時は、どうしたらよいのでしょうか。
A20	利用したスペースとその周辺を清掃して、ごみや糞など残さず、退所してください。 ペットのみであっても、退所する場合は、避難所運営委員にその旨を報告してください。

Q21	災害時にペットの健康に関する相談窓口はあるのでしょうか。
A21	大規模な災害が発生した場合、公益社団法人愛知県獣医師会が動物救護本部を設置いたします。 動物救護本部が設置された場合、ペットの健康に関する相談窓口が開設されますので、ご相談ください。 ペットの健康に関する相談窓口：TEL 052-961-3435

6. 資料編

ペットの飼い主のルール

※避難所を利用する飼い主の方へ 必ず読んでください※

- ・ペットは飼い主が責任をもって飼育してください。これは、災害時であっても、平時であっても変わりません。
- ・避難所等には、動物アレルギーのある人や、動物が苦手な人もいます。
- ・飼い主さん同士が助け合って、周囲にも配慮をすることが大切です。
- ・このルールを守れない場合、避難所でペットを避難させることはできません。車中での飼育や、ペットホテルなどを利用し避難してください。

- ① ペットは決められた飼育スペースでケージに入れるか、柱などにつなぐなどして飼育してください。
- ② ケージの置き場所や、つなぐ場所は、避難所運営委員の指示に従ってください。
- ③ 決められた飼育スペース以外で、ペットを飼育しないでください。
- ④ ペットのケージ等には個体識別表(様式2)貼ってください。
- ⑤ ペットの飼育に関する必要な作業は、飼い主の皆さんで協力して行ってください。飼い主同士で協力し、助け合いながら飼育をするようにしてください。
避難生活が長期化する場合、飼い主同士の協力体制を築くため「飼い主の会」を発足します。飼い主の方は必ず所属し、活動にご協力ください。
- ⑥ ペットの飼育に必要な資材(ケージ、食器、その他の用具)と当面のペットフードなどは、原則、飼い主がそれぞれ用意します。
※ペット関連の救援物資はすぐに届くとは限りません。
- ⑦ ペットやケージ内、飼育場所を清潔に保つようにしてください。できるだけ決められた時間にペットフードをあたえ、食べ残したペットフードは必ず後始末してください。排泄物や抜け毛は必ず後始末してください。
- ⑧ ペット飼育場所及びその周辺の清掃をしてください。
- ⑨ ペットによる苦情・危害防止に努めてください。
※苦情やトラブルが発生した場合は、みんなで話し合っ解決するように努めましょう。
- ⑩ 一時的に親戚や知人に預けるなどの方法を検討してください。避難生活が長期化する場合、飼い主とペットのストレスは大きくなるので、ストレスを軽減する方法を検討しましょう。

困った
ときは? ?

ペットの健康に関する相談窓口: TEL 052-961-3435

災害時診察可能な動物病院を検索: URL <http://aichi-vet.or.jp>

(公益社団法人愛知県獣医師会HP)



とうろくだいちょう
ペット登録台帳

避難所名

番号	ペットの なまえ	どうぶつ 動物の しゅるい 種類	ひんしゅ 品種	せいべつ 性別	とくちょう 特徴 (毛色・体格、 まいごふだ 迷子札の有無 など)	いぬ 犬のみ記入		か ぬし 飼い主の れんらくさき 連絡先	受付担当の 記入欄		
						しちやうそん 市町村 の とうろく 登録	きやうけんびやう 狂犬病 よぼうせつしゆ 予防接種		組名	入 所 日	退 所 日
記入例	グレイ	犬	ミニチュ アシュナ ウザー	オス	灰色、中 型、迷子札 あり	とうろくずみ 登録済 . していない	ちゆうしやづみ 注射済 . していない	氏名 江南 太郎 電話 (000)0000 -0000		/	/
						とうろくずみ 登録済 . していない	ちゆうしやづみ 注射済 . していない	氏名 電話		/	/
						とうろくずみ 登録済 . していない	ちゆうしやづみ 注射済 . していない	氏名 電話		/	/
						とうろくずみ 登録済 . していない	ちゆうしやづみ 注射済 . していない	氏名 電話		/	/
						とうろくずみ 登録済 . していない	ちゆうしやづみ 注射済 . していない	氏名 電話		/	/
						とうろくずみ 登録済 . していない	ちゆうしやづみ 注射済 . していない	氏名 電話		/	/
						とうろくずみ 登録済 . していない	ちゆうしやづみ 注射済 . していない	氏名 電話		/	/
						とうろくずみ 登録済 . していない	ちゆうしやづみ 注射済 . していない	氏名 電話		/	/

こ た い し き べ つ ひ よ う

個体識別表

受付番号		飼い主氏名	
飼い主の場所 (避難所のどのあたりで 避難しているか)		緊急連絡先 (電話が復旧していない 場合も記載してください)	
ペットの名前			
性別	オス・メス・不明【避妊去勢手術 済・未】	体重	約 kg
動物種	犬・猫・その他()	年齢	才
持病の有無	あり(持病)・なし	品種	
備考・注意事項 (噛み癖など)	【犬の場合:狂犬病予防注射 済・未】		

※この個体識別表は、ペットのすぐ近くに掲示する、ペットのケージに直接貼るなど、どのペットの識別表が分かりやすいように掲示してください。

作 成 令和7年3月

発 行 江南市防災安全課
